

アクトワンリーガルレポート vol. 118 (25L30・2025/2/3)

〒104-0031 中央区京橋 2-6-16 エターナルビル 5F (TEL:3566-0901/FAX:3566-0902)

弁護士法人アクトワン法律事務所 無断複製・転写を禁じます。

テー マ : 労務費転嫁のための価格交渉指針

価格交渉指針策定の経緯

- (1) 近時、労務費を適切に価格転嫁して所得を上昇させる必要性が認識されてきているが、令和3年以降エネルギー価格の上昇に伴って、令和3年12月に「価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（内閣官房・消費者庁外）がまとめられた。しかし、その後の公正取引委員会の調査によれば、原材料価格・エネルギーコストに比して労務費の価格転嫁が進んでいないことが明らかとなった。
- (2) その理由としては、発注者側においては、労務費の上昇は受注者の生産性の向上によって吸収すべきであるとの意識があること、受注者側においては、今後の取引への悪影響を懸念していることなどがあげられるが、労務費を価格転嫁できないことが所得の上昇を抑制する要因となっていると考えられた。そこで、令和5年11月29日に、内閣府及び公正取引委員会を中心に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（以下「本指針」）が定められた。

指針の概要及び制度

- ① 本指針においては、発注者側に求められる行動として、経営トップの関与、資料を求める場合は最低賃金の上昇率や春闘での妥結額など公表資料に限ること、サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと、など6つの行動指針を定めている。このような指針の内容は、独禁法における優越的地位の濫用に該当するかどうかの事実上の基準として機能すると思われる。また、価格転嫁を求める受注者側の相談窓口としては、国・地方公共団体に相談窓口が設置されることとなっている。
- ② なお、前記円滑化パッケージに基づき、発注者と受注者との間で「パートナーシップ構築宣言」を発出することも推奨されており（令和6年11月改訂）、本指針も含めると、サプライチェーンの健全な育成・保全を目的としているということができる。

実務上の留意点

近時、最低賃金の大幅な引き上げが俎上に上っているが、本指針に基づく労務費の価格転嫁が実現すれば相当程度のインフレを招来することは間違いない。その場合、本指針は、物価上昇に見合う賃金の上昇を予定していると思われるが、労務費の価格転嫁を求める中小企業側にとっても、単に指針の求める公表資料に基づく価格転嫁交渉は困難であると思われる。具体的には、円滑な交渉を進めるためには、当該製品原価にかかる労務費の割合などの算定が必要となることは容易に想像されるところであり、受注者側も経営の合理化、適正な財務諸表の作成などが不可欠となる。したがって、本指針に基づく価格転嫁交渉が一般化した場合には、これによって中小企業が淘汰される可能性も否定できない。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.119 は、「東京都カスハラ防止条例」(25C46)の予定(2025/3 発行予定)としております。以 上